

平成 30 年 10 月 17 日

市民農園利用料について

これまでの委員会での議論を踏まえ、本市の市民農園の利用料について、下記のとおり取りまとめる。

記

1 利用料の改定について

本市の市民農園の利用料については、運営に係る費用及び利用者の負担割合、また他自治体の利用料との比較により、改定することが妥当である。

2 改定後の金額について

改定の金額は、利用者負担の激変を緩和する趣旨から、現行の利用料の 50 パーセント程度の範囲に留め、年 5,000 円程度とすることが適当である。

3 改定の時期について

値上げの時期は、使用開始時に 2 年分の負担金を徴収していることから、新たな農園利用者に切り替わる時期とする。

4 今後の検討について

今後も、引き続き本市における適正な負担金額の検討を行い、市民農園に係る経費に関しても適切であるかどうかの検討を行っていく必要がある。